



2024年1月30日

各 位

会 社 名 G F A株式会社

代表者名 代表取締役 片田 朋希

(スタンダード市場 コード番号：8783)

問合せ先 経営企画部 部長 高士 隼人
(TEL 03-6432-9140)

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、2024年1月30日開催の取締役会において、以下のとおり貸金返還請求事件（以下、「本訴」といいます。）を東京地方裁判所に提起することを決議し、訴訟提起をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日
(1) 裁判所：東京地方裁判所
(2) 提訴年月日：令和6年1月30日
2. 訴訟を提起した者（原告）
名 称：GFA株式会社
住 所：東京都港区南青山二丁目2番15号
代表者：代表取締役 片田 朋希
3. 訴訟を提起した相手（被告2名）
被 告：株式会社 BARAKA
住 所：東京都渋谷区松濤一丁目1番3号
代表者：代表取締役 山崎 薫

被 告：山崎 薫
住 所：東京都渋谷区

4. 訴訟提起に至った経緯及び訴訟の内容

当社は、金融サービス事業における投融資事業において様々な事業者の資金需要に応える融資を実行しております。そのなかで、当社は株式会社 BARAKA に対して2022年9月9日、2022年9月20日及び2022年10月4日に営業貸付金として融資を実施しました。

株式会社 BARAKA より当初の支払期日での返済が困難であるとの申し出があり、両社協議の上で、返済期日の延長も行いましたが、返済期日を過ぎても株式会社 BARAKA からの支払いはなされませんでした。

当社は2023年12月6日付で株式会社 BARAKA 及び連帯保証人で代表取締役でもある山崎薫氏を債務者として支払督促の申立てをしたところ、株式会社 BARAKA 及び山崎薫氏から2024年1月5日付で督促異議申立てがありました。

そのため本件は、民事訴訟法 395 条の規定により支払督促の申立日に遡って東京地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされることになりました。

督促異議申立ての内容についても当社で協議しましたが、株式会社 BARAKA の連帯保証人で代表取締役でもある山崎薫氏から連帯保証契約を行った事実はない旨の主張があったことから、当社として協議に応じる内容ではないと判断せざるを得ず、その支払いを被告 2 名に求めるものとして本訴に踏み切ることとなりました。

訴訟の内容：株式会社 BARAKA に対する貸金返還請求、山崎薫氏に対する連帯保証債務履行請求

訴訟の目的の価額：38,500,000 円及びこれに対する遅延損害金

5. 今後の見通し

本訴に係る今後の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

また本訴に伴う 2024 年 3 月期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、すみやかにお知らせいたします。

以 上